

令和8年第4回寄居町農業委員会総会議事録		
開催年月日	令和8年4月27日(月)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 坂本 建治	午後2時26分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀨守	出	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	出		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明  
次長 菅谷順吾  
書記 権田貴大  
書記 堀口菜緒

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和8年第4回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和8年第4回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第41号から議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第43号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第4、議案第44号から議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第51号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>議事日程は、以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、栗原功委員と吉田一行委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第41号から議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第41号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第41号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、申請地に隣接する居宅に家族が居住しております。</p> <p>このたび新たに農地の取得を検討し、所有地等を調査したところ、本議案の申請地上に農業用機械や資材等を保管する倉庫が存在し、また自宅敷地の一部として利用されていることが判明しました。</p> <p>これらは平成〇〇年に申請者の亡父が建築したのですが、営農を継続するうえで不可欠であることから、本申請に至ったとのことでした。</p> <p>追認としての申請となり、顛末書が添付されています。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>なお、申請地は、令和8年3月12日付けで除外となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>

吉田委員	<p>吉田委員。 議案第 41 号について、ご報告いたします。 本議案につきましては、昨年の農用地区域からの除外申出の際、現地を確認し、事情を伺っております。 除外手続を経て、転用申請がされたもので、特段の問題はないものと考えますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 41 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 42 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 42 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、申請地に隣接する居宅に家族で居住しております。 先ほどの議案第 41 条と同様、所有地等の調査を行ったところ、本議案の申請地を、観光みかん園の駐車場として利用していることが判明しました。 これは、申請者の亡父が、来園者の利便性向上のため、昭和〇〇年頃に整備したものです。が、今後も農園運営に欠かせないものであることから、申請に至ったとのこと。追認としての申請となり、顛末書が添付されています。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 なお、申請地は、令和 8 年 3 月 12 日付けで除外となっております。 説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。 議案第 42 号につきまして、ご報告いたします。 本議案につきましても、先ほどの議案第 41 号と同様、周辺の農地等への影響はないものと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 42 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

	<p>続きまして、日程第3、議案第43号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第43号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めものです。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>本議案は、令和7年第11回農業委員会総会においてご審議いただき、本年1月27日付けで許可となっております。</p> <p>その後、隣接する宅地を含めた計3筆の開発区域へ変更するとともに、建築予定であった集合住宅を2棟から3棟へ変更するため、申請に至ったものです。</p> <p>なお、本議案については、農地部分の利用計画に変更はありませんが、資金計画等の内容に変更が生じることから、所要の手続きを行うものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
事務局	
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見を願います。</p> <p>吉川推進委員。</p>
吉川推進委員	<p>25日に、坂本委員、栗原委員と共に現地確認を行いました。</p> <p>農地区分は第3種農地であり、周辺農地についても、特段の影響はないものと思われしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第43号について、原案のとおり、計画変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。</p>
	<p>続きまして、日程第4、議案第44号から議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題といたします。</p> <p>それでは、議案第44号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転または設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第44号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内のアパートに家族で居住しておりますが、子どもが大きくなり、</p>
事務局	

	<p>手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、案内図にございます、〇〇番の実家敷地と隣接した本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>議案第44号ですが、現地確認のうえ、譲受人にはお会いできず、譲渡人に事情を伺いました。</p>
議長	<p>申請地については、耕作されており、周辺土地についても、宅地化している状況で、特段の問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第44号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第45号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第45号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、他県に住所を置き、建築業等を営む法人ですが、申請地周辺の環境から、住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>議案第45号について、ご報告いたします。</p> <p>本議案の譲受人と譲渡人については、いずれも遠方であるため、事情を伺うことは叶いませんでした。</p>
議長	<p>現地は、若干の雑草等が繁茂している休耕状態で、周囲も住宅等が立ち並んでいる状況ですので、特段の問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

議長	<p>議案第 45 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 45 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 46 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 46 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、申請地に近接する居宅に家族とともに居住しております。</p> <p>また、先ほどの議案第 41 号、42 号と同様、所有地等の調査の結果、本議案の申請地が観光みかん園の駐車場として利用されていることが判明いたしました。</p> <p>当該駐車場は、譲渡人の亡父が昭和〇〇年頃、当時経営していた観光農園の駐車場として整備し、利用を開始したものであり、現在は譲受人が当該農園を借り受け、引き続き利用しているものですが、当該駐車場は観光農園の運営に不可欠な施設であることから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>なお、申請地は、令和 8 年 3 月 12 日付けで除外となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
吉田委員	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。</p> <p>吉田委員。</p> <p>議案第 46 号ですが、譲渡人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、町外に暮らしている現状では、耕作ができないことや、先代からの引継ぎにより、譲受人が事業を行うこととなっていたことから、正式に手続きを行うため、申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>特に問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 46 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 46 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 47 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 47 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、現在、隣接他市に居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を計画したところ、本議案の申請地を、譲渡人から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題</p>

	<p>はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>福島委員。</p> <p>議案第 47 号につきましては、4 月 25 日に現地を確認してまいりました。</p> <p>事務局の説明にありましたとおり、アパートに暮らす譲受人が、譲渡人である父から申請地を借り受け、住宅を建築する予定とのことでした。</p> <p>特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 47 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 47 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に議案第 48 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 48 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>はじめに、特定建築条件付売買予定地につきまして簡単にご説明いたします。</p> <p>これは、土地の売買にあたり、買受人が一定期間内に住宅の建築請負契約を締結することを条件とした分譲形態でございます。</p> <p>つまり、土地だけを自由に利用できるものではなく、住宅を建てることを前提として販売される土地であることから、単なる宅地分譲とは異なり、住宅が建築される見込みの計画となっております。</p> <p>農地転用との関係におきましては、本件は自己用住宅の建築を目的としたものであり、土地利用の具体性および表現性が一定程度見込まれることから、例外的に許可の対象として取り扱われるものでございます。</p> <p>次に申請理由ですが、申請者、譲受人は、県内他市に所在し、建設業等を行う法人です。</p> <p>申請地周辺の住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>福島委員。</p> <p>譲渡人については、遠方に居住しているため、管理に苦勞しており、不動産屋に相談していたようです。</p> <p>周囲は住宅等が建っており、申請地が住宅地となったとしても、特段の影響はないと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p>

新井委員	<p>新井委員。 特定建築条件付売買予定地について、建売住宅との違いを教えてください。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>大きな違いとしましては、建売住宅では、計画者が計画した建物が建築されるものですが、本件においては、注文住宅の建築が可能となるものでございます。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 48 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第 49 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページを御覧ください。 それでは、議案第 49 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他市に住所を置き、建設業を営む法人ですが、申請地周辺の環境から、住宅需要を見込み、候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。</p>
鳥塚委員	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。 鳥塚委員。</p>
議長	<p>議案第 49 号について、地元農業委員より意見申述いたします。 申請地は白地であり、農地区分が第 3 種農地であります。 申請地周囲の道路は実測で 4m の幅員があり、周囲は集合住宅等を含む住宅と農地が混在した地域で、周辺農地への影響もないものと考えられるため、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 49 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第 50 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 50 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p>

	<p>申請者、譲受人は、現在、町内のアパートに夫婦で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建設を計画したところ、本議案の申請地を、義祖父より借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。</p> <p>なお、本申請地については、3月12日付けで除外となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 保坂推進委員</p>	<p>この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。</p> <p>保坂推進委員。</p> <p>議案第50号についてご報告いたします。</p> <p>この議案は、令和7年9月総会で、農振除外の審議を行った土地となります。</p> <p>先日、現地についても確認し、問題ないものと考えますので、ご審議をよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第50号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第51号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第51号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページから6ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。</p> <p>今回の計画は、全47筆で合計面積56,595㎡です。</p> <p>農地は、田が13筆、畑が34筆となります。</p> <p>番号の4から6、24、27から29、33の8筆は利用権設定の終期に伴う更新、番号1から3、11、12、30から32の8筆は、中間管理での終期に伴う更新となります。</p> <p>番号8から10の3筆は現在の耕作者の解約に伴う再転貸で、そのほかは新規の設定となります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

議案第 51 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、何かありますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

事務局から、何かありますか。

事務局長

事務局から次回総会のご連絡を申し上げます。

次回の総会ですが、5月27日、水曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

繰り返します。

5月27日、水曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、特に無いようですので、令和8年第4回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

栗原 功 委員      吉田 一行 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年4月27日

議 長

坂 本 建 治

委 員

栗 原 功

委 員

吉 田 一 行